



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 早稲田アカデミー  
代 表 者 名 代表取締役社長 古田 信也  
(コード番号 4 7 1 8 東証第一部)  
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 河野 陽子  
(TEL 03-3590-4011)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 43 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、平成 29 年 1 月 20 日に開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、取締役会の業務執行の決定を取締役に委任することが可能となることにより、経営の意思決定及び執行の迅速性を向上させ、企業価値の更なる向上を目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 今後、経営体制の一層の充実が図れるよう、現行定款第 27 条第 2 項に定める役付取締役新たに取締副社長を追加するものです。  
(変更案では第 23 条第 2 項)
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備を行うとともに字句の修正等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p> <p>第 5 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 9 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、6 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>3 会計監査人</p> <p>第 5 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 9 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、6 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第21条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第21条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2 <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及び<u>その結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役は、これに記名押印する。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第27条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>



(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の決議方法)</u>	
第36条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をも って行う。</u>	<削除>
<u>(常勤監査役)</u>	
第37条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の 中から常勤監査役を選定する。</u>	<削除>
<u>(監査役会規程)</u>	
第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定 款のほか、監査役会において定める監査役会 規程による。</u>	<削除>
<u>(監査役の報酬等)</u>	
第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によ って定める。</u>	<削除>
<u>(監査役の責任免除)</u>	
第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役（監査 役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決議によって 免除することができる。</u>	<削除>
2 <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定に より、監査役との間に、任務を怠ったことによ る損害賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	<削除>
<新設>	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
<新設>	第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日</u>
<新設>	<u>前までに各監査等委員に対して発する。ただ</u>
<新設>	<u>し、緊急の必要があるときは、この期間を短</u>
<新設>	<u>縮することができる。</u>
<新設>	2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の</u>
<新設>	<u>手続きを経ないで、監査等委員会を開催するこ</u>
<新設>	<u>とができる。</u>
<新設>	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
<新設>	第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わるこ</u>
<新設>	<u>とができる監査等委員の過半数が出席し、出席し</u>
<新設>	<u>た監査等委員の過半数をもって行う。</u>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員は、これに記名押印する。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人 第41条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人 第36条～第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算 第44条～第47条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第7章 計算 第39条～第42条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(付則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1 当社は、第43回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2 第43回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>